

本部	店長	担当者

エステティックサービス契約書

No. _____

太枠内「お客様記入欄」裏面の約款に基づき以下の通り契約を締結します。

お客様 (甲)	契約日	20	年	月	日	担当者コード・氏名		
	氏名	カガナ			生年月日		顧客コード	
		⑩			大・昭・平			
	住	〒 — ご連絡先 (自宅Tel・携帯) — —						
	職	勤務・学生	会社・学校名称					
主婦・自営 無職・他		所在地	〒 —					

① 〈入会〉

入会期間	20	年	月	日	～	20	年	月	日	入会金	¥
------	----	---	---	---	---	----	---	---	---	-----	---

② 〈役務内容〉 役務提供期間 (20 年 月 日 ~ 20 年 月 日)

コース名	時間 (分)	単価	回数	総時間数	金額
					¥
					¥
					¥
					¥
合計					¥

③ 〈関連商品〉

商品名	種類	単価	数量	金額	軽減税率対象
				¥	
				¥	
				¥	
				¥	
合計				¥	

① + ② + ③ お支払総合計金額

¥

〈お支払い方法及びお支払時期〉

お支払方法	お支払時期	金額 (分割払手数料含む)
現金持参・デビットカード	20 年 月 日	¥
現金振込・クレジットカード1回払い	20 年 月 日	¥
クレジットカード 支払回数 () 回	クレジット会社名 _____	初回・最終回 ¥
ショッピングクレジット 支払回数 () 回	年 月より毎月 日引落	通常各回 ¥

○割賦販売法に基づく抗弁権の接続が適用されます。詳しくは各クレジット会社の契約書をご覧ください。

○前受金保全措置については以下のとおりです。

- ・行っています。具体的には _____
- ・行っていません。

(乙) 会社名 代表者氏名 所在地 電話番号	⑩	(関連商品の販売者が乙と異なる場合) 会社名 代表者氏名 所在地 電話番号
---------------------------------	---	---------------------------------------------------

エステティックサービス契約約款

- 第1条 (契約の成立) お客様(以下、「甲」といいます。)は、本契約書の記載内容及び約款の各条項を承諾のうえ、当サロン(以下、「乙」といいます。)に対して、本日、エステティックサービス(以下、「役務」といいます。)の申込を行い、乙はこれを承諾しました。
- 甲が未成年の場合は、親権者の同意を必要としますので、「親権者同意書」等の書面で親権者の同意を乙が確認したうえで、本契約の成立となります。
 - 甲がクレジットを利用する場合は、甲及びクレジット会社間の立替払契約が成立しないときは、本契約も成立しなかったものとみなします。
- 第2条 (役務の内容) 乙は、甲に対し、本契約書に記載するコース名、時間及び回数の役務を提供するものとし、役務の提供に際し甲が購入する必要がある商品(以下、「関連商品」といいます。)がある場合は、その商品名、種類、数量を明記するものとします。
- 第3条 (役務等の金額) 乙は、甲に提供する役務の対価、関連商品がある場合、その代金その他甲が支払わなければならない金額を本契約書に明記するものとします。
- 第4条 (支払方法及び支払時期) 甲は、乙に対し、役務等の金額を本契約書に記載された支払方法及び支払時期に従い支払うものとします。
- 第5条 (役務の提供期間) 役務の提供期間は、本契約書に記載された期間とします。但し、提供期間は甲乙双方の合意により延長できるものとします。甲が延長を希望する場合は、役務提供期間満了日の30日前までに乙に申し出なければなりません。

第6条 (クーリング・オフ)

- 甲は、契約書面を受領した日から起算して8日間以内であれば、関連商品を含め、書面により契約を解除することができます(これを「クーリング・オフ」といいます)。なお、関連商品のみでのクーリング・オフは認められません。クーリング・オフをした際は、違約金及び利用した役務の対価等の支払いは不要です。又、乙が契約に関して甲から金銭を受領している時は、速やかに全額を返金いたします。但し、関連商品のうち、健康食品、栄養補助剤、化粧品、石けん、浴用剤等の消耗品については、開封したり、その全部もしくは一部を使用又は消費したとき(乙が甲に当該商品を開封させたり、その全部もしくは一部を使用又は消費させた場合を除く)は、当該商品に限りクーリング・オフをすることができません。
- 乙が甲に不実のことを告げ、又は威迫したことによりクーリング・オフが妨害された場合、甲は、改めて乙からクーリング・オフができる旨を記載した書面を受領し、乙より説明を受けた日から起算して8日間以内であれば、書面によりクーリング・オフをすることができます。
 - 関連商品の引渡しが行われている際には、当該関連商品の引き取りに要する費用は乙の負担とします。
 - クーリング・オフは、甲がクーリング・オフ書面を乙宛に発信したときに、その効力が生じます。
 - 関連商品の販売者が乙と異なる場合には、甲は、当該販売者宛にもクーリング・オフをする旨の書面を送付してください。
 - クレジット等をご利用の場合の精算は、各クレジット会社所定の方法によりますので、詳しくは各クレジット会社の規約等でご確認下さい。

クーリング・オフ (契約解除) 文例

契約解除通知書

住所〇〇〇〇 〇〇会社 代表者〇〇〇〇殿
〇年〇月〇日、貴社〇〇店との間で締結したエステティックサービス契約について、約款第6条に基づき契約を解除します。
つきましては、支払い済みの〇〇〇〇円を下記銀行口座へ振込んでください。また、私が受け取った商品をお引き取りください。
銀行口座：〇〇銀行〇〇支店 普通預金口座〇〇〇〇 名義人〇〇〇〇
〇年〇月〇日 住所〇〇〇〇〇 氏名〇〇〇〇

- 第7条 (中途解約) 甲は、クーリング・オフ期間を過ぎても、関連商品を含め、契約の中途解約ができます。但し、関連商品の内、健康食品、栄養補助剤、化粧品、石けん、浴用剤等の消耗品については、開封したり、その全部もしくは一部を使用又は消費したとき(乙が甲に当該商品を開封させたり、その全部もしくは一部を使用又は消費させた場合を除く)は、当該商品に限り中途解約をすることができません。又、未使用であっても、著しく商品価値が損なわれている場合は、残存価値が認められないことがあります。この場合は返金対象外となります。なお、関連商品のみでの解約は認められません。

- 中途解約時の費用として次の料金をお支払い頂きます。
「役務提供開始前」 契約締結及び履行のために要する費用をお支払い頂きます。(上限は2万円です)
「役務提供開始後」 精算金 = お支払済総額 - ①提供された役務の対価 - ②関連商品代金 - ③解約手数料
①提供された役務の対価 (1回当りの役務料金×利用回数)
②関連商品代金 (以下の1から3の合計金額)
 - 健康食品、栄養補助剤、化粧品、石けん、浴用剤等のうち開封又は使用したものの代金
 - 上記1を除く関連商品が返還された場合はその通常の「使用料相当額」
 - 上記1を除く関連商品が返還されない場合はその代金③解約手数料 2万円又はご契約残額(未消化役務残額)の10%に相当する額のいずれか低い方の額

※通常の「使用料相当額」=[] + [(販売代金 - [])] × (使用期間 ÷ 契約期間)

関連商品として購入された下着類、美容機器類で、開封使用したものについては、上記の計算により通常の使用料相当額をお支払い頂きます。但し、著しく商品価値が損なわれている場合は、残存価値が認められないことがあります。この場合は返金対象外となります。

- 役務提供期間が過ぎた契約については、解約はできませんのでご注意下さい。
- クレジット等をご利用の場合の精算は、各クレジット会社所定の方法によりますので、詳しくは各クレジット会社の規約等でご確認下さい。

- 第8条 (施術上の注意) 乙は、甲へ役務提供するにあたり、事前に甲の体質(治療中の皮膚疾患、アレルギー、敏感肌、薬の服用の有無)及び体調を聴取し確認するものとします。甲の体調・体質により、乙は甲への役務提供をお断りする場合があります。

- 役務提供期間中、甲は体調を崩したり、施術箇所に異常が生じた場合は、直ちに乙へその旨を伝えるものとします。この場合、乙は直ちに役務を中止します。その原因が乙の施術に起因する疑いがある場合は、一旦乙の負担で、甲に医師の診断を受けて頂く等の適切な処置をとることとし、甲乙協議の上解決するものとします。

- 第9条 (キャンセル料) 甲は、甲の都合により予約日当日にキャンセルをした場合は、所定のキャンセル料(別紙参照)を乙に支払うものとします。

- 第10条 (別途協議) 本契約書に定めのない事項又は本契約書に疑義が生じた場合は、甲乙の協議により解決するものとします。

- 第11条 法令の改正による消費税率の変動に起因して本書面における支払予定概算額が変動する場合は、変動した差額をお支払いいただく場合があります。